

## 船舶事故調査報告書

平成28年2月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 衝突（消波ブロック）   |
| 発生日時  | 平成27年9月28日 09時24分ごろ  |
| 発生場所  | 島根県浜田市 <sup>はまた</sup> 浜田港<br>浜田漁港西沖防波堤灯台から真方位168°254m付近<br>（概位 北緯34°53.5′ 東経132°03.4′）   |
| 事故の概要   | 漁船第三海裕丸 <sup>かいゆう</sup> は、浜田港へ入航中、消波ブロックに衝突した。<br>第三海裕丸は、球状船首部に破口を生じた。   |
| 事故調査の経過   | 平成27年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 漁船 第三海裕丸、19トン<br>TT2-1711（漁船登録番号）、有限会社海裕漁業<br>18.90m（Lr）×3.92m×1.43m、FRP<br>ディーゼル機関、736kW、昭和63年10月22日  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 63歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成11年5月28日<br>免許証交付日 平成23年12月28日<br>（平成28年12月27日まで有効）   |
| 死傷者等  | なし   |
| 損傷  | 球状船首部に破口   |
| 気象・海象   | 気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好<br>海象：海上 平穏  |
| 事故の経過   | 本船は、船長ほか1人が乗り組み、山口県萩市見島北方沖での操業を終え、水揚げのために浜田港へ向った。<br>船長は、浜田港沖防波堤灯台の西北西方約2海里沖で、操舵をGPS航法装置による自動操舵（GPSプロッター画面で目的場所を入力して自動操舵を選択すると、その時の船位から目的場所へ向かう方位線を予定針路線として設定し、同針線路上を航行する機能）から通常の自動操舵に切り替えて針路を真方位098°とし、約9.5ノットの対地速力で航行した。<br>船長は、浜田港沖防波堤灯台の北方沖を通過したので、そろそろ操 |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>舵を手動操舵に切り替えなければならないと思い、操舵室中央付近に立って腰を後方の台に寄り掛けた姿勢で、遠隔操縦装置を操作しようとしていたところ、ボーッと意識を失い変針予定地点を通過した。</p> <p>本船は、船長が浜田漁港西沖防波堤中央部から約10m手前で意識を取り戻したが、左舷船首方に小型船1隻と潜水を行っている者1人を認めたので左舵を取ることもできず、パニックに陥り、そのままの針路及び速力で、平成27年9月28日09時24分ごろ、同沖防波堤付近の消波ブロックに衝突した。</p> <p>本船は、衝突後、船長が損傷及び浸水の有無を確認し、浸水がなかったため消波ブロックから離れて浜田港に入港した後、境港まで回航して修理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p>   | <p>本船は、週約5日間の操業形態であり、12時ごろ浜田港を出港して17時ごろ漁場に着き、18時ごろから翌日05時ごろまで操業を行ったのち、09時30分ごろ浜田港に帰港して10時ごろまで水揚げを行っていた。</p> <p>船長は、浜田港を出港して漁場に着くまでに約1時間、操業中に約2時間の睡眠をとっており、また、前回の漁に出られなかったため前日には8時間以上の睡眠をとっており、本事故発生時、それほど疲れを感じていなかった。</p> <p>船長は、約1年前から左半身の手足等にしばしばしびれを感じるようになり、また、今回、意識を失ったため、本事故後、病院で検査した結果、入院治療が必要な一過性脳虚血発作と診断された。</p>   |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜田港へ入航中、船長が操船中に意識を失ったことから、変針予定地点を通過して浜田漁港西沖防波堤中央部付近に向けて航行し、同防波堤中央部付近の消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、一過性脳虚血発作によって意識を失った可能性があると考えられるが、意識を失った状況については、明らかにすることができなかった。</p>  |
| <p>原因</p>   | <p>本事故は、本船が、浜田港において、入航中、船長が操船中に意識を失ったため、変針予定地点を通過して浜田漁港西沖防波堤中央部付近に向けて航行し、同防波堤中央部付近の消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>  |

|           |  |
|-----------|--|
| <b>参考</b> | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 体調管理に努め、体調に異変を感じた際には、早期に受診すること。</li></ul> |
|-----------|--|

付図1 事故発生経過概略図

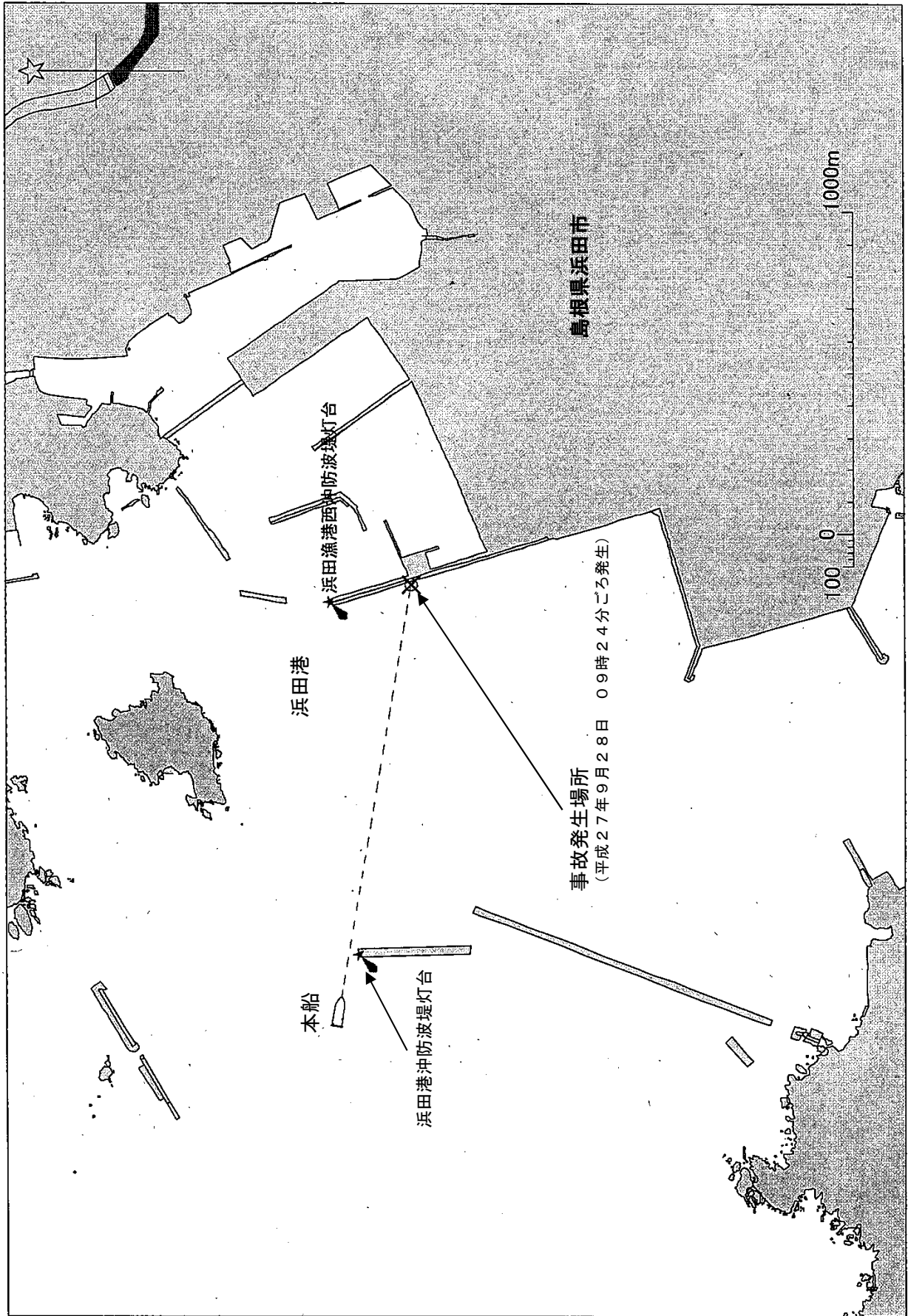


写真1 本船の損傷状況



損傷箇所